

平成25年7月25日

於 教育委員会室

平成25年7月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成25年7月大和市教育委員会定例会

○平成25年7月25日（木曜日）

○出席委員（5名）

1番	委員長職務代理者	青 蔭 文 雄
2番	委 員	篠 田 優 里
3番	教 育 長	滝 澤 正
4番	委 員 長	鈴 木 勝 雄
5番	委 員 長	石 川 創 一

○事務局出席者

教育部長	朽 名 勇	こども部長	酒 井 克 彦
文化スポーツ 部 長	金 守 孝 次	教育総務課長	川 口 敏 治
学校教育課長	犬 塚 克 徳	保健給食課長	斎 藤 喜久夫
指 導 室 長	久津間 仁	教育研究所長	藤 倉 秀 明
青 少 年 相 談 室 長	沼 尻 港	こども・ 青少年課長	村 澤 正 弘
文化振興課長	秋 山 伸 一	生涯学習 センター館長	西 山 正 徳
図 書 館 長	桜 井 真 澄	スポーツ課長	小 林 豊

○書 記

教育総務課 政策調整 担当係長	飛 田 幸 人	教育総務課 政策調整 担当主査	瀬 古 直 之
-----------------------	---------	-----------------------	---------

○日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事
 - 日程第 1（議案第24号） 平成25年度大和市奨学生の決定について
 - 日程第 2（議案第25号） 平成26年度使用小学校教科用図書の採択について
 - 日程第 3（議案第26号） 平成26年度使用中学校教科用図書の採択について
 - 日程第 4（議案第27号） 「後援名義の使用承認についての請願」について
- 7 そ の 他

8 閉 会

開会 午前10時00分

○石川
委員長

ただいまから教育委員会7月定例会を開会いたします。
会議時間は、正午までといたします。
前会の会議録は署名委員の署名をもって承認されました。
今会の署名委員は、2番篠田委員、3番滝澤委員にお願いします。
続いて、教育長報告を求めます。

○滝澤
教育長

前月定例会以降の動きについて、18項目ございます。
2番目と7番目、6月に引き続き、教育委員の学校訪問を2日間行いました。

7月1日月曜日が、南林間中学校、緑野小学校、つきみ野中学校、鶴間中学校、7月5日金曜日が、福田小学校、桜丘小学校、渋谷小学校と計7校を訪問しました。重点施策である読書活動の充実と、いじめ・不登校問題の解消について、各学校の課題を踏まえた具体的な取り組みというテーマで訪問しました。

読書活動の充実につきましては、各学校とも非常にきめ細かく取り組んでおり、それが子供たちの読書量や図書館を活用する動きにつながっています。また、学校図書館スーパーバイザーの藤田さんと連携をした学校図書館教育の推進という点では、調べ学習を中心とした教育実践が各学校の創意と工夫によって積極的に取り入れられており、読書活動の充実に向けた取り組みが活発になっているという感想を持ちました。

各学校には、朝読を中心に自由読書の時間を年間で30時間確保するようお願いをしておりますが、今回訪問したほとんどの学校でその対応ができており、大変力強い取り組みを目の当たりにすることができました。

ただ、中学校の一部には、重点施策の趣旨に沿った取り組みという点で、若干課題がある学校もありましたので、引き続き、重点施策の趣旨を学校に指導、助言して、周知徹底を図っていきたいと思っております。

いじめ・不登校問題については、不登校問題の解消に各学校が非常に

苦勞しているところですが、関係機関との連携、特に青少年相談室との連携を緊密にする動きが出ております。

いじめ・不登校問題に対しては、学校の問題であると同時に、社会問題という位置づけで、学校、家庭、地域、いわゆる大人社会がどう関わっていくかということ、強調していきたいと思っております。

各学校とも、課題の解決に向けてチームとして取り組んでおり、数値的には減少している部分もありますが、いじめ・不登校は、永遠の課題ですので、ねばり強く一人一人の子供たちに光を当てて教育活動をしていく中で、解消に向かっていかなければならないと考えております。

続いて14番、青少年健全育成講演会が7月13日の土曜日、10時から渋谷学習センターで行われました。この講演会は、本市の特別相談員でもあり、日本社会事業大学の特任教授である山下英三郎先生を講師にお迎えし、「子供の豊かな育ちを支えるために、家庭、学校、地域にできること」という演題で、約1時間半の講演をいただきました。近年、参加者が70名から80名という状況でしたが、今回は115名の参加がありました。PTA関係者、民生委員・児童委員、青少年指導員、青少年相談員など、広く関係者にお集まりいただき、山下先生の講演をお聴きしました。

テーマの設定や周知の仕方もございますが、今年度については、講演会の名称を青少年健全育成講演会としたことで、多くの方の参加が得られたと思っております。

後日談ですが、この講演を聴いて大和市の取り組みを知った保護者の方から、青少年相談室にお子さんの相談がありました。1人でも2人でも市民の方に光を当てることができたことは、この講演会の具体的な成果だと思っております。

18番、親子ナイトウォークラリーが7月20日の土曜日に行われました。第27回ですので、27年の歴史があるということです。

ウォークラリーに参加した保護者の方たちに直接お聞きしたところ、毎年楽しみにしていて、募集がかかると、すぐにエントリーしているという、意気込みのあるご家族の方が沢山いらっしゃいました。

また、あるお父さんからは、なかなか普段子供と一緒に行動することができない中で、お父さんがお休みだったので参加してみたところ、親子で汗をかいて非常にいい企画だった。いい機会をいただいてありがとうございましたというお礼のお話も聞くことができました。

このウォークラリーは、鈴木委員が会長をしている青少年指導員の方々が中心に行っていますが、実施に当たってのご苦労は非常に大きなものがあります。今年が終われば、すぐに来年に向けて計画の立案をスタートして、1年がかりで形を作っていくということをお聞きして、頭の下がる思いがいたしました。

交通指導員をはじめ、さまざまな関係者の協力により、本当に楽しく無事にウォークラリーを終了することができました。

なお、9キロのコースを歩いたご家族の中に、ごみ拾いの清掃活動しながら9キロ歩いたという方がいらっしゃいました。お父さん、お母さん、お子さんの3人で、お子さんは小学生だったと思います。表彰式の中で司会者が紹介して、参加者の人たちが一同に拍手をして労をねぎらったという、非常にほほえましい光景がございました。昨年も清掃活動をされたお子さんがいらっしゃいましたが、今年のご披露という形で皆さんに紹介をしていました。

お子さんたちはヤマトンとの記念撮影もでき、関係者の方々のご配慮のもと、温かい雰囲気の中でナイトウォークラリーを終えることができました。

以上です。

○石川 教育長の報告が終わりました。質疑並びに学校訪問の感想等ございましたら、お願いしたいと思います。

○鈴木 学校訪問の感想を述べたいと思います。

委員 各小学校、中学校のプレゼンテーションを30分程度受けますが、その中でパワーポイントを使った発表がありまして、とてもわかりやすく、よかったですと思います。若い教員の発表もあり、いろいろなことがよくわかりました。

図書室も拝見しましたが、学校によって様々な創意工夫がされてい

て、非常によかったと思っています。

○篠田委員 学校訪問に伺いまして、各学校が課題の解決に向けて、学校全体で取り組んでいる様子がわかりました。鈴木委員もおっしゃっていましたが、若い教員が出席して説明される姿を見て、ベテランの教員と若い教員の連携がよくできているなど感じました。

いじめ・不登校問題への取り組みでは、先ほども青少年健全育成講演会の話がありましたが、家庭、学校、地域が一体となって解決することを各学校が意識して取り組んでおり、よい傾向だと思いました。

○青蔭委員 学校訪問をしておりますと、教員と保護者の間のギャップが感じられることがあります。教員の方々も非常に忙しい中で、その業務を全うしているのだと思いますが、忙しさに追われて、クラスの中の問題を抱えている子供たちに対する言葉や態度が、若干、配慮を欠いていないか心配しています。私自身がそういう相談を受けることがあるからです。

クラスの中で大勢の方を抱えていますので、全ての方に均等に愛を捧げることが大前提ですが、そうではないことがあるように思います。これから若い教員が多くなりますので、我々もそういうところにもう少し発言やメッセージを伝えていきたいと思います。

これは、どこの学校がいけないと申しているのではありませんし、人間ですので、完璧にできないこともあると思います。ただ、生徒が本当に困ったときに教師の言葉が伝わっていかないことで、大きな問題に発展することや、ややもすれば死に至らしめるということがあります。我々も同じですが、慎重にしてほしいと思っています。

○石川委員長 読書活動にしても、不登校問題にしても、各学校が努力していることは大変いいことだと思います。ただ、いじめ・不登校問題については、本質的な解決策というのは実はないのではないかと思います。ですから、できるだけそれを少なくする努力や、重篤にならないような方策を立てていくことが重要です。そのためには、今、青蔭委員からもお話がありました、言葉はとても大事です。

同じことを伝えるにもどのような言葉を使ったらよいかを研修などで考えていく必要があると思います。例えば、頭から「お前は駄目だ」と

- 委員長 30名になったのは、どのような理由でしょうか。
- 犬塚 申請者は41名です。要件を満たさなかった理由ですが、収入が多過ぎた方が6名、成績が足りなかった方が3名、その他、市外転居が1名、また、4月に在学証明書の提出を求めています。再三催促したにもかかわらず未提出だったことから資格喪失とした方が1名。計11名が対象から外れ、30名になりました。
- 石川 他に、よろしいですか。
- 委員長
- (「はい」の声)
- 石川 それでは、議案第24号について採決いたします。
- 委員長 本件の原案について、ご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声)
- 石川 異議なしということで、議案第24号は可決いたしました。
- 委員長 続いて、日程第2(議案第25号)「平成26年度使用小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。
- 細部説明を求めます。久津間指導室長。
- 久津間 指導室長 まず、教科書採択制度について簡単に説明いたします。現行制度では、学校教育法第21条により、小・中学校では文部科学大臣の検定を得た教科用図書または文部科学省が著作の名義を有する教育用図書を使用しなければならないとされています。
- なお、教科書検定制度のもとで、同じ教科でも複数社、複数種類の教科書が発行されているため、その中から1種類の教科用図書を選定する必要が生じます。公立の小・中学校では地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号及び教科書の発行に関する臨時措置法第7条により教科書採択権は学校設置者の教育委員会にあるとされています。
- また、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に、政令で定める期間、毎年度種目ごと、この種目というのは教科のことに当たりますが、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとあります。よって、毎年、教育委員会にて教科用図書の採択を付議しております。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条において、同一の教科書を採択する期間は4年とするとされており、4年間は同一の教科書を採択する必要があります。

では、本日の議案について説明いたします。

小学校教科用図書につきましては、平成22年度学習指導要領の改定に合わせて発行された教科用図書について、その年の教育委員会7月定例会において採択しております。よって、平成26年度は同一教科書を採択する4年目に当たります。そこで、平成26年度使用小学校教科用図書の採択につきまして、現在使用している教科書と同一の教科書の採択をお願いするものであります。

なお、平成26年度小学校教科用図書一覧表を資料として添付しております。

○石川 何か質問はございますか。

委員長 当然この採択は行うわけですが、法令の矛盾があつて、4年間使わなければいけないと定められている一方で、毎年採択をするという定めがあるということです。

これについてはよろしいですね。

(「はい」の声)

○石川 これより議案第25号について採決をします。

委員長 本件の原案について異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○石川 異議なしということで、議案第25号は可決いたしました。

委員長 続いて、日程第3(議案第26号)「平成26年度使用中学校教科用図書の採択について」議題といたします。細部説明を求めます。久津間指導室長。

○久津間 ただいま小学校教科用図書の採択をいただきましたが、本議案は同様の趣旨で、来年度使用する中学校の教科書について採択をお願いするものです。

中学校につきましても、先ほどの説明と同じく、法令で同一の教科書を採択する期間は4年とされており、その期間中、毎年同一の教科書を

採択することとされています。中学校教科用図書につきましては、平成23年度に学習指導要領の改定に合わせて発行された教科用図書について、教育委員会7月定例会にて採択しております。

以上のことから、平成26年度使用中学校教科用図書の採択につきましては、現在使用している教科用図書と同一の教科用図書の採択をお願いするものであります。

なお、教科用図書の一覧を資料として添付しております。

○石川
委員長 細部説明が終わりました。質疑、ご意見はございますか。

(「ございません」の声)

○石川
委員長 特にないようですので、質疑を終結します。
これより議案第26号について採決いたします。
本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○石川
委員長 異議なしということで、議案第26号は可決いたしました。
続いて、日程第4(議案第27号)「後援名義の使用承認についての
請願」について議題といたします。

請願ですので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、最初に私のほうから確認しておきたいと思います。

今回の後援名義を承認した理由について説明を求めます。西山生涯学習センター館長。

○西山
生涯学習
センター
館長 まず、当該請願書は、教育委員会で6月27日に受け付けておりま
す。

請願事項は、大和市教育委員会は「憲法九条やまとの会」の後援名義
使用について承認しないこととございます。

請願の趣旨ですが、平成25年6月1日に「憲法九条やまとの会」が
主催した7周年記念講演会に対し、大和市と大和市教育委員会が後援名
義の使用承認をしておりますが、請願者としては、この会は、九条改憲
を止める為に有益な市民運動を行うことを目的とした政治的団体だと考
えているということです。

平成4年に定められ、平成19年4月に改正施行された「大和市の後援名義に関する要領」によれば「特定の政治的団体でないこと」及び「特定の政党、宗教その他の政治的団体及び宗教的団体を支持またはそれらの活動に関係するものではないこと」などが定められています。このことから、請願者は「憲法九条やまとの会」は大和市の後援名義に関する要領の定めによる後援対象団体ではないと考えています。

また、後援名義使用申請書については、担当部局で審査し、決裁権を認められた担当部長が決裁し、承認書に大和市教育局の公印が押印されており、担当者は後援名義の使用を承認することの重大な意義を軽視していると指摘しています。

この件に関しては、教育委員各位には報告されていないと思うので、教育委員会定例会に請願する、との内容でございます。

続きまして、教育委員会として承認をした理由を説明します。

講演会の開催に当たり、講演の内容の聞き取りを行った上で、大和市教育局の後援名義使用承認手続きに関する要領に照らし合わせて問題のないものと判断し、後援名義使用を認めたものです。

要領の第2条に、承認の基準を定めておりますので、各号の基準に沿ってご説明いたします。

第1号では、主催者が原則として市内に在住、在勤しており、その所在、身分が明らかであることとしております。主催者は大和市内に在住し、身分が明らかです。

第2号では、社会教育関係団体及びそれに類する団体で、適法に構成されている団体であることとしております。「憲法九条やまとの会」は会則等を定め、毎年事業後の会計報告等が行われ、適法に構成されている団体と認められます。

第3号では、特定の政党、宗教、その他政治団体及び宗教的な団体を支持しまたはそれらの活動に関係無いものとしております。「憲法九条やまとの会」の団体の目的は、憲法九条改定を止める為に有益な市民運動を行うこととしていますが、特定の政党を支持するものではございません。また、団体は自主的な活動であり、政治団体を支持し、または政

治団体に関係しているものではありません。

第4号では、事業目的が市民教育、学術、文化等の向上発展に寄与するものであることとしております。申請書による講演会の目的は、大和市民を中心に憲法九条を大切にしようとする市民の声をさらに広げるため講演会を行うものとなっております。これは市民教育に寄与するものと考えられます。

第5号では、営利目的でないもので、しかも義務教育、社会教育並びに市民の福祉向上のために行う事業であることとしております。収入支出の計画書を確認したところ営利目的ではありませんでした。また、多くの市民を集め、事業の内容を実施することは、社会教育の向上にもなると考えられます。

第6号では、原則的には入場料が無料であること、ただし会費程度の徴収で利益を生じさせない場合はこの限りではないとしております。会費は1,000円でした。講師等を招き、あるいはポスター等を作成するために必要な経費の範囲と考えられます。

第7号では、特定の地域の住民または同好者を対象としないものとしております。事業は全市民を対象とした事業でございました。

第8号では、その他教育委員会が教育上支障がなく、かつ適当と認められたものとしております。

以上のことから、要領に照らし合わせて問題がないものと判断し、後援名義の使用を認めております。

通常、後援名義の承認をしたものについて、職員がその講演会に伺って話を聞くことはありませんが、講演会の前に複数の大和市議会議員の方からも問い合わせ等がございましたので、当日は私が講演会に行き、内容を確認しましたので簡単に報告いたします。

参加者は約250人でした。内容は、最初に事務局長から会の趣旨を述べるあいさつがございました。講演会は高田健氏から改憲情勢というテーマで、安倍政権の最近の動向とそれに至った経緯等についての講演でした。内容としては護憲を勧めるものではなく、政治報道として一般的に報道されている内容についてでした。

次に、下村健一氏から民主党政権時代、枝野大臣のスピーチライターを務めていたときに感じた市民運動における問題点について、ケーススタディ、脱原発運動の場合という題で講演がありましたが、九条に関する内容ではございませんでした。

その後パネルディスカッションがございました。コーディネーターを滝本太郎弁護士が務め、パネリストとしては高田健氏、下村健一氏、斎藤竜太氏が行いました。下村健一氏の、九条について一方の考えの方だけの講演会にしないで、幅広い考えの人々の意見を聞いて検討していく必要があるといった考えを受けて、その方向の話し合いで終始しました。

最後に私の所見ですが、講演の内容には、安倍総理に対する批判的な話はありませんでしたが、新聞・テレビ等のマスコミに取り上げられている内容で、特別来場者に九条改憲阻止を勧めるものではありませんでした。また、下村氏からは反対の意見を持つ人の話を聞くことを促すなどの意見があり、講演者の発言として問題となるものはございませんでした。

主催者である斎藤氏からも、九条改憲が迫っているが、それに対する危機感を抱いているという話があっただけでした。

また、要領の第2条第3号に、特定の政党、その他政治団体を支持し、またはそれらの活動に関係のないものと定めておりますが、特定の政党名を掲げ支持することや、あるいは関連するようなものもございませんでした。

○石川 委員長 ただいま本請願に関する後援名義を承認した理由について説明がありました。

それでは審議に入りたいと思います。質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○青蔭 委員 この後援名義使用申請書が出されたときに、その事業計画書並びに収入支出予算書の添付を求めています。その際に役員名簿や会員名簿の提出は求めているのでしょうか。

○西山 生涯学習 後援名義の使用承認は毎年提出されるものがほとんどです。初回については、会則や会員のメンバー表といった書類も要求しておりますが、

- センター館長 2回目以降は特にお願いしておりません。これらの書類は、承認基準を確認するための必要なものと考えておりますが、1回目に確認しますので、2回目以降は要求していないという状況です。
- 青蔭委員 今回の件に関してということではありませんが、2回目から提出することを要求されなければ、著しくその会のメンバーが変わったとしても確認ができないこととなります。
- 人を見ればおのずと明らかになることもあるかと思えます。その辺りをこれから少し変えて、毎回提出を求めるようにしたほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。
- 西山生涯学習センター館長 審査の内容が、基本的には事業の内容の審査となっておりますので、1回目に問題がない場合については、2回目以降は要求しておりませんが、その点については委員のご指摘を踏まえて、検討していきたいと思えます。
- 鈴木委員 承認基準に第1号から第8号がありますが、今回は特に第3号に当たるかどうかだと思います。今の説明では、関係のないものということでしたので、承認をするということで差し支えないと思えます。
- 篠田委員 私も鈴木委員と同じです。今、細かい承認基準に対しての説明がありましたとおり、要領に沿って判断されたものだと思っています。
- 石川委員長 今のご意見は、この請願に対してではなく、今回の「憲法九条やまとの会」の後援名義の承認について、正当だったと判断されているということによろしいですね。
- 篠田委員 はい。
- 石川委員長 教育長、何かございますか。
- 滝澤教育長 今、館長から要領に沿って適切に対応したとの説明がありましたので、それが事実であれば、後援名義使用の承認は妥当であると理解しておりますし、今後も後援名義の承認を行うこともやぶさかではないと考えております。
- 石川 私も基本的には同じ意見です。今回の請願がもう既に終わってしまっ

委員長 たことに対しての請願だと考えますと、次回から承認しないことを求められていると思いますが、後援するかしないかというのは毎回判断するのですよね。

○青 蔭
委 員

そうです。

○石 川
委員長 だとすると、今回のように承認申請が出た時点で毎回判断をするということになりますので、今後ずっとこの会については承認しないとするのは、基本的にはおかしいと思います。ですから、私自身としては少しこの請願が理解できない部分があります。

○青 蔭
委 員 委員長がおっしゃるとおりです。ですから、用心の上にも用心を重ねるために、全ての書類を把握したほうがいいのではないかと思います。

「適法」とありますが、大変失礼ですが、市の職員が法に則っているかどうかを調べることや、あるいは本当の意味で政治結社に関係しているかどうかを調べることは、実際は大変難しいことだと思います。だとすると、やはり会員名簿をしっかりと確認するなど、できるだけ慎重を期すようにしてほしいと思います。

今回のことはこれでよろしいのではないかと思います。今後については、より慎重にしてほしいと思います。

○石 川
委員長 よろしいでしょうか。

皆さんのご意見が、今回の後援名義使用承認については、基本的には正当だったと判断するものですので、今回の請願について、既に終わってしまったことに対しての請願ではありますが、採択できないという方向のご意見として伺ってよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○石 川
委員長 他にご意見がないようでしたら、採決をしたいと考えますが、よろしいですか。

(「はい」の声)

○石 川
委員長 これより議案第27号について採決をします。
本請願を不採択とすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○石川 異議なしということで、議案第27号は不採択といたします。
委員長

◎その他

○石川 続いて、その他に入ります。
委員長 各課で報告がございましたら、順次報告をしてください。
それでは、学区の特例について、犬塚学校教育課長。

○犬塚 学区の特例は、教育委員会が指定した学区は変えずに、地元の自治会
学校教育 からの要望に基づき、隣接学区の小・中学校への入学を認めるもので
課長 ず。

5月8日付で札ノ辻自治会から、同自治会内の一部の区域において、
渋谷小学校、渋谷中学校のほか、下福田小学校、下福田中学校への入学
も可能とする学区の特例を認めてほしいとの要望書が提出されました。

具体的な場所ですが、札ノ辻の交差点を引地川に下っていく道がござ
いますが、それよりも南側を特例地域にしてほしいという要望です。

自治会長の話によりますと、隣接する自治会でつくる登校班の集合場
所がすぐ目の前で、通学上の安全も確保できるとのことでした。自治会
全体で小・中学生が70人程度ですので、実際に学区の特例を活用する
子は数人だと見込まれます。自治会の運営にも支障を来すことがないと
判断し、要望書の提出に至ったということです。

学校教育課としては、要望書を受け取った後、関係する学区の学校長
から意見を聴取し、また学校規模が適正であるかどうかを検討した結
果、学区の特例を利用する子供の数が受け入れる学校の教育活動に大き
な影響を与えないこと、また通学上の安全が確保されていることから、
今回の要望を受け入れることにしました。

平成26年度の就学案内については、自治会との連携のもと周知を図
っていきたいと思います。

○石川 説明が終わりました。質疑がございますか。
委員長

- 青 蔭 委員 学校のキャパシティに問題が無いということですので、大変いい判断だと思います。
- 石 川 委員長 この地区のすぐ西側は福田小と下福田小の特例学区ですから、この近辺は共通学区といたしますか、いろいろな学校が選べる状況ですね。
- 犬 塚 学校教育課 長 この辺りは学区の境界で、いろいろな小学校と中学校が絡んでいます。非常に入り組んでいる地域です。
- 青 蔭 委員 すぐ隣の地区の生徒が選択できるのに、道路を一本挟んで、自分たちは選べなかったという声を聞いていますので、いい判断なのではないでしょうか。
- 石 川 委員長 多少なりとも下福田小の方が近いのでしょうか。
- 滝 澤 教育長 正当な手続きを踏んでいるという認識でいいですね。
- 犬 塚 学校教育課 長 手続きとしては正しい手順を踏んでおります。
- 滝 澤 教育長 子供たちの登下校の交通安全についての判断は担当課としてはどのようにしたか、再確認させてください。
- 犬 塚 学校教育課 長 自治会に要望した方のご自宅の目の前が道路で、それを一本挟んで下福田小学区です。目の前に登校班が編成されていますので、通学上も安全に通学できると判断をしております。
- 石 川 委員長 よろしいですか。
- 滝 澤 教育長 結構です。
- 石 川 委員長 次に移りたいと思います。
- 久津間 指導室長 平成24年度学校評価について、久津間指導室長。
- 久津間 指導室長 学校の自主性や自律性が高まる中で、教育活動の成果を検証し、学校運営の改善を目指すことが求められています。また、学校は説明責任を

果たし、家庭や地域との連携協力を進めていくことが大切とされています。

このことから、学校教育法が平成19年6月に改正され、その第42条において、学校評価を行い、その結果に基づき、学校運営の改善を図り、教育の水準の向上に努めることと規定されております。また、第43条では学校の情報提供に関する規定を新たに設けております。

この改正を受けて、学校教育法施行規則では、自己評価の実施公表、保護者など学校関係者評価の実施、評価結果の設置者への報告を行うことが定められました。

大和市においては、平成20年度より市内小・中学校の学校評価の結果を教育委員会に報告することとしております。市教委への報告は大和市学校教育基本計画に基づく平成24年度学校評価アンケートと学校評価の概要をまとめた学校評価報告シート及び学校独自の学校評価の3種となっています。本日は、学校教育基本計画に基づく学校評価アンケートを中心にお示ししております。

この学校教育基本計画に基づく学校評価アンケートは、平成22年度に市として統一的な評価の視点を学校評価に盛り込むべきとの指摘があり、新たに取り入れた評価報告となっています。

各校には学校教育基本計画の基本目標、施策の方向などの視点に沿って、学校の主な取り組み事例、成果・課題及び4段階の評価の記載を求めています。

評価は4段階です。昨年、定例会でご指摘を受け、評価の目安となる言葉を入れました。「4達成できた、3おおむね達成できた、2あまり達成できなかった、1達成できなかった」です。資料では、学校別に施策の方向の16項目について、評価結果の一覧と平均値をお示ししております。

また、各学校が基本目標、施策の方向別に記載してきた取り組み事例、成果及び課題のうち、それぞれ主なものを記載しております。

では、評価の数値と記載内容について、何点かご説明いたします。

まず、基本目標の1、施策の方向5の「豊かな感性や情緒をはぐくむ

読書活動などの充実を図ります」については、具体的内容としては読書活動や芸術鑑賞などが入ります。評価結果は、小学校の平均が3.5、中学校でも3.4と高い値となりました。成果には、朝読書や読み聞かせなどの時間を設定したことで、子供たちの読書に対する意識の変化が見られ、習慣化が図られてきている。早朝から図書館を利用する児童が増え、不読率が下がったなどという記載がありました。課題としては、環境の充実が図られ、今後は読書の質を高める手立てを考えていかなければならない、家読の推進が必要であるなどの記載があり、学校が環境整備だけでなく、新たな読書活動への課題意識を持っていることがうかがえました。

次に、基本目標2、施策の方向5の「教職員の教育研究の推進と研修の充実を図ります」です。具体的な内容は各校での校内研究や校内研修が当てはまります。小学校では3.4、中学校では3.3で、平均値は3.4でした。学校では確かな学力の育成、学び合いなどを校内研究のテーマに設定し、児童・生徒に生きる力がはぐくまれるよう、校内研究を推進しています。また、危機管理や学校事故防止など、課題に対しての研修も行われております。

これらに対して、基本目標1、施策の方向4、「教育活動全体で道徳教育、人権教育の推進をしていく」は、小・中学校ともに平均が3.0でした。学校では道徳教育の全体計画の見直しを行ったり、命に関する授業に取り組んだりしています。これらに取り組む中で、人権教育の必要性が改めて認識され、計画性のある指導が必要であるという課題が出ています。この施策の方向4については、基本目標1、全てにかかわる部分であり、全ての基盤になるものにとらえております。さらに取り組みの成果が出てくるよう、今後働きかけていく必要があると考えています。

最後に、各学校の学校評価の概要をまとめた学校評価集計結果についてご説明します。

学校管理運営規則第20条の2において、学校は「自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。」また、「学校は、その実情に応じ、

適切な項目を設定して行うものとする。」とあります。よって、各学校では、適切な項目を設けて学校評価を公表しています。

自己評価の中の教職員調査は、後期や学年末に行う学校が多くありました。また、年に一度の調査ではなく夏季休業を利用して中間評価を行っている学校が5校ありました。自己評価の中の教職員以外、保護者などの欄ですが、全ての学校が保護者にアンケートを実施しており、児童・生徒に対してアンケートを行っている学校が16校ありました。また、アンケート結果については通常の学校便りのほか、学校評価臨時号などの特集号を出したり、教育課程報告会などの説明会を実施したりするなど、学校ごとに工夫しています。

次に、これらの自己評価の結果を評価していただく学校関係者評価についてです。全ての学校が、学校評議員を活用した関係者評価を行っています。学校は自己評価だけでなく、学校関係者評価を実施することにより、より客観的な視点で取り組みについての意見や要望を受け取ることができ、それを今後の学校改善を考えていくことができます。

なお、学識経験者など、より専門的な立場による第三者評価については、実施している学校はありませんでした。

昨年度は、新たな学校教育基本計画がスタートしました。このため、大和市学校教育基本計画に基づく平成24年度学校評価アンケートは、前年までと項目が変わりました。今年度は学校教育基本計画及びこのアンケートの形にして2年目となります。学校が前年度の評価や市内全校の傾向等をとらえるなどして、評価結果を学校運営の改善に生かしていくことができるよう指導していきたいと思えます。

○石川 何かご質問はございますか。
委員長

○鈴木 学校評価アンケートの結果については、非常にわかりやすくいいと思えます。
委員

課題が幾つかありますが、私も学校訪問をして、学校によっていろいろ課題があることがわかりました。課題は大きく分けて3つあり、実施に予算が伴うもの、今年、来年度に向けてするもの、今できることなど

があると思います。その課題をどのように精査して進めていくかが大事なことで、来年、また同じ課題が出たら意味がないと思います。

よく見ると、この課題の中に今できることがある、課題の中に答えがあると思います。特に私が注目したのは、地域とのつながりが非常に難しいという点です。私は学校訪問をするときに、その学校がどんな学校か調べようと思ってなかなか調べる手段がなかったので、全小・中学校のホームページを見ました。しかし、半分近くは去年、一昨年に更新したまま全然更新されておらず、校長が違う学校や、全然情報が得られなかった学校がありました。なぜかと思っていたのですが、基本目標3の2の中に、学校ホームページ更新のための作業時間の確保ができず、情報の新鮮さが課題であると書かれています。教職員が非常に忙しいことは重々わかりますが、昔と違って、PDFファイルなどがあり、比較的簡単にアップロードすることができると思います。今は辞めましたけれども、10年間学校評議員をやっておりまして、学校便りや学年便りを見ると素晴らしいことが書いてあります。特に学校だよりは、学校の目標などがよくわかりますし、ホームページに載せることは、技術的にさほど難しいことではありません。是非、載せてほしいと思います。

また、教育委員会の事務局でも学校のホームページのアクセス件数を確認してほしいと思います。情報が古いことで、一回見なくなると全然見なくなってしまう。どのように地域の方に見ていただくかも課題だと思います。

もう1点、公益通報という意味もありますが、学校と地域の人との通信手段があることが大事だと思います。しかし、半分は学校にメールでアクセスするバナーがありませんでした。これも是非つくってほしいと思います。

それからリンクですが、学校のホームページから別のページへのリンクがないものが半分ぐらいありました。学校でも教育委員会や大和市のページにリンクするとか、近隣の小・中学校にリンクするとか、そのようなことをしてほしいと思いました。

最後に1点、私は、大和市のホームページのトップページから小・中

学校のホームページに行くのに大変苦労しました。トップページから、教育委員会のホームページへのバナーがないのです。教育委員会のご案内というページはありますが、幾つかクリックしないと行けません。ですから、私の希望ですが、大和市のトップページの中に教育委員会のバナーを作ってほしいと思います。そこから教育委員会のページへ行き、すぐ小・中学校のページもとべるようにして、1回、2回のクリックで到達するようにしてほしいと思います。

いろいろな市町村のホームページを見ていますが、厚木市のホームページは教育委員会のバナーがトップページにあります。できるかどうかわかりませんが、そのような取り組みにより、すぐ学校のホームページにアクセスでき、今の学校がどうなっているかがわかり、また、学校のことでは何か言いたいことがあったら、電話や学校に行くのもいいのですが、電子媒体を通しての公益通報のようなことができればいいと思っております。

○石川 委員長 学校のホームページをしっかりと更新して、充実してほしいという意見ですね。また、付随して市のホームページからアクセスがしやすいようにしてほしいとの要望だと理解してよろしいですか。

○鈴木 委員 はい。

○石川 委員長 その他にございますか。

○青蔭 委員 よくまとめておりますし、課題も的確に示されておりますので、これに向かってさらに改善していけるよう、進めてほしいと思います。

○篠田 委員 4点満点の平均を出していますが、この自己評価は、教職員の評価と保護者の評価を平均して出した数字なのでしょうか。教職員と保護者の数字を別々に出す必要はないと判断をしているのでしょうか。

○石川 委員長 これは教職員による評価結果ですね。

○久津間 指導室長 そうです。学校が独自に行っている評価では保護者アンケート等を行っていますが、学校教育基本計画の16の項目に沿った評価について

は、学校が判断して評価しています。

○篠田委員
わかりました。保護者の数字は出していないのですね。

○久津間指導室長
本日の資料にはございませんが、学校は独自に学校評価を行っています。学校の独自の評価は、学校が項目等を選んで行っており、それについては学校の保護者のアンケート等が加味されて出されています。

教育委員会では、教育委員会が進めている施策についての学校の取り組み状況がどうだったか、学校の評価を求めています。

○篠田委員
わかりました。

各学校が自己評価をする中で、いろいろな課題が記載されています。学校によっては全く違う課題があるのだと思いますが、基本目標2の6番、「教員が子供に向き合える関係づくりに努めます」というところでの課題が多く、また、気になる課題が多いと思いました。課題を改善するための評価ですので、ここの部分を改善していけるよう、他校とのバランスが見える事務局のほうでも助言等を行ってほしいと感じました。

○石川委員長
学校別評価の表を見ますと、2が多い学校や4が多い学校など、学校によって評価基準にばらつきがあるように感じます。昨年度は全部4という評価の学校がありまして、それはおかしいという話がありました。評価基準にばらつきがあるということは、評価をどうしたらよいか学校が見えていない。そのために各学校で判断してしまい、統一的な物差しができていないのだと思います。比較的自分の学校に辛い学校と、やや甘い学校と、「全部3でいいよ」という学校があるのが現状ですので、評価の基準をもう少しわかりやすく示すことで、評価の信頼性が出てくるのではないかという気がします。

○久津間指導室長
確かに委員長のおっしゃるような形にしていかななくてはいけないと思います。まだ工夫の余地があると思っております。

昨年度、全部3だとか、4だとかという学校が確かに多くありました。今年度、そのような学校はかなり減って、学校がそれぞれの項目について考えながら評価しているのだと思います。

先ほども説明しましたが、平成24年度から新たな学校教育基本計画

がスタートしており、その前の年と学校は違う項目で評価していますので、学校も戸惑った部分が多々あると思います。来年度はこの流れに沿って、同じように評価をします。指導室としては昨年より早い時期に学校評価の形を示して校長会等で説明していくこと、また市内全体の傾向と各学校の様子等も数値で見せていくことなどの取り組みをしていきたいと思っています。

○石川 委員長 達成できたとか、おおむね達成できたという基準がありますが、その具体的な例を出して、このような場合は達成できたと判断していいですといった、具体的な基準を示してはいかがでしょうか。そうすると、辛くする学校と、やや甘くなる学校とが出にくくなり信頼性も出てくると思いますし、学校としても評価をしやすくなるのではないかと思います。評価の依頼を出す際に、もう少し丁寧にすると違ってくるのではないかという気がします。

○青 蔭 委員 取り組みと、成果と課題を記載していますので、甘い、辛いは別として、ある程度、的確に自らの学校のことを把握していると思います。私は良くやっているのではないかと思います。

○石川 委員長 課題については、解決できるものは解決していくことが必要ですが、例えば、ホームページの更新のための作業時間の確保や、情報の新鮮さが課題であるということについては、簡単になったとはいえ、実際にホームページの担当者になるのは大変なことです。校長から学校便りのデータをもらったり、各担当からもデータをもらったりしてアップする形になっていると思いますが、本当はホームページの更新などはそのことにある程度専念できる専門の職員が必要ではないかと思います。例えば5校ぐらいをまとめて担当するような職員を市で雇えば充実するでしょうけれども、そのようなお金はないと思います。教育研究所はホームページを簡単に作るソフトを入れたのですが、なかなか難しいと思います。

○鈴木 委員 ホームページを最初に立ち上げる時は非常に難しいです。ただ、更新をすることは今すごく簡単になっています。

質問ですが、ホームページの更新は学校でするのでしょうか、教育研

究所ですのででしょうか。

○藤 倉 教育研究所長
ホームページの更新は基本的に各学校でやっています。更新の仕方については、毎年、研修会を行っており、各学校から必ず1名は出席していますので、年度を重ねるごとにその技術を習得している教員が増えていきます。更新につきましては、確かなかなかできていない学校があり、機会を見つけては更新をお願いするようにはしていますが、思うようにいっておりません。

その原因としては、忙しいこともあるかとは思いますが、ホームページによる情報提供が市民の方々から求められていることを、もう少し学校に認識してもらうように努力したいと思います。

○鈴木 委員
地域との連携という点では、活性化会議やふれあい広場など様々な取り組みがあります。ホームページで積極的に情報を提供し、それを見ていただくことで、今度はキャリア教育に関する提案が地域から出てくるといったことにつながるのではないかと思います。是非、よろしくお願いいたします。

○青 蔭 委員
学校によってアクセス件数を競うようなところまでいくといいですね。

○石 川 委員長
他によろしいでしょうか。
それでは、学校評価についての報告は以上で終わります。
大和市スポーツ推進計画について、小林スポーツ課長。

○小 林 課長
大和市スポーツ推進計画を7月に策定いたしましたので、報告いたします。

この計画につきましては、4月の教育委員会定例会において審議していただいたものです。その後、5月にスポーツ推進委員会への諮問・答申を経て、パブリックコメントを行いました。

パブリックコメントでいただいた4つのご意見について、報告いたします。

まず、アンケートについて、学校開放利用者も対象にしたほうがよかったとのご意見がありました。次回の中間評価時のアンケート調査の際に参考にする旨、お答えしました。

2点目、総合型スポーツクラブの創設について、地域のスポーツ指導者をコーチやインストラクターに活用しては、というご意見に対しては、今後の設立に向け参考とする旨、お答えしました。

3点目、サッカーだけに頼らずに、というご意見に対しましては、あらゆるスポーツの推進を図れるよう取り組んでいくとお答えしました。

4点目、知的障害者のスポーツ環境の整備の強化とのご意見に対しましては、障害者でも参加しやすいスポーツ教室やスポーツ環境全般の整備に向け検討する旨、お答えしました。以上4つの意見に対しまして市の考え方をお答えしております。

また、4月定例会の際に石川委員長から、スポーツ推進計画の3つの視点のうち「支える」スポーツという言葉が伝わりづらいというご指摘がございました。これについては、あくまでもキャッチフレーズという視点でご理解いただきたいと考えております。

もう1点、篠田委員からスポーツのための栄養学の講座を取り入れてはというご意見がございました。これについては、「健康づくり意識と機会の拡大」のための各種教室を行う際に取り組んでいきたいと考えております。

○石川
委員長

何かご質問はありますか。よろしいでしょうか。

大変な仕事だったと思いますが、実際にはこれから進めていくものですので、是非、頑張ってくださいと思います。

続いて、親子ナイトウォークラリーの実施結果について、村澤こども・青少年課長。

○村澤
こども・
青少年
課長

7月20日の土曜日に、第27回親子ナイトウォークラリーがありました。時間は午後3時20分から午後9時45分ですが、これは準備等を含めた時間でございます。青少年指導員連絡協議会の方がこの時間帯に各会場の運営に携わっていただいております。

コースは、例年と同じように、距離によって3つに分けております。昨年は北部地区で行いましたが、今年は、南部地域を中心に行いました。

参加人数ですが、申込組数は合計187組で、昨年度の172組から

15組増えました。当選して、当日参加したのが156組です。昨年は149組でしたので、7組増えました。

例年、当日にキャンセルされる方が多いことから、定員より10組ずつ多く当選させています。4キロのコースについては定員60組のところ70組。7キロコースは、定員50組のところ60組。9キロコースについては、定員40組のところ50組当選させています。

できるだけ多くの方に参加していただくため、あらかじめ第2希望まで希望を出していただき、第一希望に落ちても第二希望のコースに参加していただいております。

○石川 何かご質問はありますか。

委員長

○青蔭 次回からは、早い時期に開催内容を教えてください。

委員

○村澤 わかりました。定例会等で事前に資料を提出いたします。

こども・

青少年

課長

○石川 よろしいですか。

委員長

それでは、ほかに事務局より何かございますか。

(「特にございません」の声)

○石川 委員から何かございますか。

委員長

(「特にございません」の声)

○石川 それでは、8月の会議の日程をお知らせします。

委員長

8月の定例会は8月21日水曜日、午前10時からを予定しております。

◎閉会

○石川 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

委員長 これにて、教育委員会7月定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時30分